

公益社団法人日本食肉格付協会役員の報酬等に関する規程

平成21年 6月19日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本食肉格付協会定款第31条第1項の規定に基づき、役員報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事の報酬は、毎年度の収支予算に計上し、総会で承認された総額の範囲内で理事会で定める年額を支給する。

2 監事の報酬は、毎年度の収支予算に計上し、総会で承認された総額の範囲内で監事の協議によって定める年額を支給する。

3 常勤役員に対する報酬の支給日は、その月の25日（その日が休日に当たるときは、その前日、繰り上げた日が休日に当たるときは更にその前日）に報酬年額を12月で除して得た月額を支給する。

4 非常勤役員に対する報酬の支給日は、9月及び3月の末日とし、各々報酬年額の半分の額を支給する。

(退職給与)

第3条 退職給与は、常勤役員が退職した場合に支給し、死亡した場合はその遺族に支払う。

2 常勤役員の退職給与は、毎年度の収支予算に計上し、総会で承認された総額の範囲内で、常勤役員として引き続いた在職期間及び退職時において支給する報酬月額を基礎に、理事会で定めるところにより支給する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は常勤役員に支給することとし、公益社団法人日本食肉格付協会職員給与規程第16条の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「常勤役員」と読み替えるものとする。

(費用)

第5条 協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、総会の決議による。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人日本食肉格付協会の設立登記のあった日（平成23年4月1日）から施行する。